

令和 4 年度 第 1 回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和 4 年 6 月 7 日（火） 午後 1 時 20 分～午後 2 時 15 分
開催場所	市長応接室、地下会議室
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士/行政書士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士） （意見書提出時） 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛
事務局	契約・検査担当参事 中西 検査指導係長 茨木 契約監理課長 田中 契約係長 中西 調達担当主幹 柳川 契約係主任 西村 検査指導担当主幹 大河内
議題	・「令和 3 年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について

委員会	松阪市
●「令和 3 年度入札制度及び運用に関する意見書」について（地下会議室）	
・「令和 3 年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は 15 回目の意見具申となる。 ・新型コロナウイルス感染症により世界的に厳しい社会経済情勢が継続する中で、政府は、景気は持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるが、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約などによる下振れリスクに十分注意する必要があるとしている。このような中、政府	

はコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」などの経済対策を行っている（令和 4 年 4 月 21 日内閣府月例経済報告書より）。

本市におきましてもコロナ禍を教訓として、急激な社会の変化に柔軟に対応するため、地域経済回復、活性化を目的とした新規創業、担い手発掘の環境整備及び女性起業家支援ネットワークの構築や市内中小企業、小規模企業者における経営基盤の強化支援など様々な政策が打ち出されている。

一方、公共工事においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めてきたところ。建設業界を取り巻く情勢は刻々と変化しており、国土交通省が行った価格動向調査（令和 4 年 3 月 1 日～5 日現在）による現在及び将来（3 か月先）の資材価格はアスファルト合材、木材、H 型鋼、石油などがやや上昇傾向にあり、このまま原材料の価格が更に高騰して工事価格を押し上げることも懸念されるところ。また、人材の確保など様々な課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、特に防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が必要である。このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきた。また、令和 3 年度から最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われた。これらも含め、そのとりまとめを意見書として本日提出する。

委員会

市 長

「令和 3 年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、「入札制度改正後における結果の検証」、「総合評価落札方式」、「工事の平準化」などについて委員長等から説明。(以下抜粋)

・改正後の最低制限価格制度における落札率の比較

本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(以下、「公契連」という。)の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されている。これにより本市の平均落札率は、概ね 5%上昇すると推測される旨、昨年度の当委員会の意見書でも述べたところである。(令和 2 年度意見書 8 頁)。

そこで、最低制限価格率の計算方法の改正による平均落札率の変化を確認するため、令和 3 年度の全入札件数 358 件から最低制限価格を設定していない案件 11 件を除いた 347 件について、工事と業務委託の平均落札率を算出し、同条件で令和 2 年度と令和 3 年度の平均落札率を比較した。公契連モデルに改正したことにより、工事では 2.7% ($87.6\% - 84.9\% = 2.7\%$)、業務委託は 6.0% ($81.9\% - 75.9\% = 6.0\%$) 上昇していることがわかることから、改正の効果が発揮されたものと推測する。

・改正後の低入札価格調査制度における落札率の比較

同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっている予定価格算出率のく



まず、新たに監視委員が増え 5 名体制となった。いろいろな分野で活躍されているので引き続き、幅広いご意見をいただきたい。

入札制度改正後はじめての意見具申。公契連モデルに改正し、それぞれの平均落札率であるが、工事は 2.7%、業務委託は 6.0%と上昇している。低入札価格調査制度についても、審査基準割合の見直しを行った。建築一式は 1.0%と低いが土木一式は 4.6%上昇している。

昨年を振り返ってみますと、全員失格になったり、先ほどご指摘いただいた議案を取り下げたこともございましたが入札制度改革の効果はあったと思う。

じ引き次第で安価な応札者を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件の削減と入札不調案件の発生を削減し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度。改正前は、最低制限価格 85%と低入札価格 75%付近に応札額が集中する現状から設定目的と乖離しているという課題があった。(令和元年度意見書 6 頁)。

最低制限価格の見直しと同時に低入札価格調査制度における審査基準割合(設計内訳書に記載された価格に乗じる率)の見直しも行ない、低入札価格調査を経て契約に至った工事の令和 2 年度と令和 3 年度の平均落札率を比較した。

審査基準割合の見直しによる建築一式の上昇率は 1.0%と低く($83.5\% - 82.5\% = 1.0\%$)さほどの上昇は見受けられなかったが、土木一式では 4.6%($79.3\% - 74.7\% = 4.6\%$)上昇していることから一定の効果が発揮されたものと考ええる。

・総合評価落札方式について

本市では、平成 19 年 11 月、松阪市総合評価落札方式試行要領を策定し、工事実績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、下水道工事で 3 件の入札を総合評価落札方式で行っている。当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきましたが、入札参加開始から契約締結までに期間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成 23 年度以降実施されていませんでした。しかし、令和 3 年度から同方式が再開されたことは高く評価できると考える。令和 3 年度の同方式の入札結果について、入札金額が最も低いだけでなく、技術

総合評価落札方式については、われわれも手探りでありながら再開し発注を行った。技術評価点が最も高かった業者が落札し、それなりの結果が出たと思う。同方式については引き続き取り組んでいきたい。

評価点が一番高かった業者が落札しており、同方式で発注した効果が発揮されたものと考えるが、更に今後の動向を注視されたい。また、工事の履行状況や品質も確認したうえで、再度検査結果も踏まえ、同方式の導入について検討や評価を行っていただきたいと思う。

総合評価落札方式は、発注公告から落札者決定に至るまで、学識経験者の意見聴取（県主催の意見聴取会）や総合評価審査会の審査を経なければならず、約 2 か月の期間を要する。通常の価格競争であれば公告から数週間程度で契約締結が可能であるが、期間をいかに短縮できるかが今後の研究課題であると考ええる。また、同方式にふさわしい工事の選定や企業に期待する取組みなど、その時代に見合った評価項目（男女共同参画や地域連携の取組みなど）の検討も行いながら、総合評価落札方式での発注の効果を検証されたい。同方式の採用により引き続き、受注希望者の工事成績などの評価や企業の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることを期待したい。

・災害時における指名競争入札について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、これに従い各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工



災害については、近年発注はほとんどない。インセンティブ型入札にも災害実績の参加条件として認めているが、参加者数も少なくなってきたが、災害での被害が無いことの裏返しでもある。松阪市にとっては非常に良いこと。そういう意味では検証ができていない。

当初は、早期の復旧、応急本復旧工事を含めて指名競争入札でスピード感をもって対応していく目的であった。将来的には災害の多い年もあると思う。その時に機能的にこの制度が効果的であるのかの評価をいただきたい。

事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。開札結果においては、入札参加者数は 4 社であったものの落札率は 86.22%であり、競争性は確保されていると思われるが、指名業者選定においての公正性・透明性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いが持たれることがないよう注意されたい。

当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

①五主津波避難タワー新築工事の入札事務の誤りによる入札の無効について

五主津波避難タワー新築工事は、南海トラフ地震において指定された津波浸水想定区域内の津波避難困難地域解消を目的に五主町地内に津波避難タワーを新築する工事。当該工事は、令和 3 年 4 月 5 日、条件付き一般競争入札（低入札調査型）で本市ホームページの入札の広場において発注公告を行い、参加申請提出書類や設計図書などを添付しましたが、本来公表しない「最低制限価格率計算書」が誤って添付ファイルに含まれていることが判明。このことで入札結果に大きな影響を与えるおそれがあったとともに、入札の公正性が大きく失われることとなりました。契約相手方とは既に仮契約を締結していましたが、建設工事請負契約書の条項第 48 条の発注者の任意解除権を行使し、契約解除を行った。そのことにより、契約相手方には迷惑をかける結果となった。その後、再度公告のうえ入札を執行し、落札者を決定したところであるが、今後においては入札事務の誤りがないよう再発防止のため事務チェック体制の強化を図るなどして、適正な入札事務の執行に万全を期していただきたい。

②入札中止について

本市の最低制限価格は、これまで設計金額（事前公表）にランダム係数（99.00%～99.99%）を乗じ、予定価格を算出し、その金額に建設工事は85%、業務委託は75%を乗じたものが最低制限価格であった。令和3年4月1日から最低制限価格の算出は改正された。

このことにより入札参加者は最低制限価格を算出するため、基準価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）をより正確に積算することが必要となり、そのような中で参加者からの積算内容に関する質問が増え、精査の結果、積算に誤りがあることがわかり入札中止に至ったケースが18件見受けられた。第1四半期には10件の設計違算が見受けられたことから、当委員会でもチェック体制の強化を図るなどの指摘をいたしました。第1四半期中に対策が講じられ、第2四半期は6件、第3四半期は2件、第4四半期は0件と入札中止件数は徐々に減少したが、年度が替わると人事異動などにより設計ミスのリスクが増すことから、設計違算をなくするための取組みを継続するとともにチーム体制の強化を図るなど再発防止に一層努力された。

③入札参加者5社以下、落札率90%以上について

当委員会として注目したこの項目において、令和3年度の業務委託、特に建設コンサルタントの上水道・工業用水部門を入札参加資格とする発注において入札参加者数が5社以下で落札率が90%以上の案件が8件みられた。入札参加者が少数の要因には、市内業者の業務委託総手持ち件数や準市内業者の部門別手持ち件数の影響があると推測されるため、手持ち件数を増やしたり、発注時期や合冊による発注を検討するなど競争性を確保す

入札中止については、徐々に中止件数が減ってはいるものの、引き続きチェック体制を強化していきたい。

るための方策も検討されたい。

・週休 2 日制工事について

政府は平成 30 年 3 月、「働き方改革実行計画」を策定。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から 5 年間の猶予期間が設けられたが、令和 6 年 4 月 1 日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなる。週 40 時間が法律で定められた労働時間の限度となるが、労働基準法第 36 条に基づく協定（いわゆる 36 協定）を事業主が締結したとしても「月 45 時間・年 360 時間」が時間外労働の上限となる。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業全てが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めのしない限り時間外労働は「月 45 時間・年 360 時間」以内となる。また、産業別の年間実労働時間の比較については、建設業就業者の実労働時間は全産業平均よりも年間 350 時間程度長く、その要因として、他産業では当たり前の週休 2 日が建設現場で普及していないことが大きいとされている。そして、このことが若者が建設業に入職しない大きな理由の 1 つであると推測されている。

建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取り組みが必要。下請契約においても、請負契約における取り組みと同様、週休 2 日をベースとし、建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取り組むことが重要である。

品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期を設定することがそれぞれ

れ定められており、このようなことから、週休2日制工事を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取組みを検討されたい。

・工事の平準化について

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和2年度に12件、令和3年度も5,000万円の債務負担行為を設定し、13件の道路維持修繕工事などについて早期着手されているが、更なる取組みを検討されたい。また、平成30年度から令和3年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合をみると、国や県が推進する工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところ。令和3年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較し減少する結果となっているが、その要因を分析し、第1四半期の発注件数が増加するような取組みを検討されたい。また、今後においても早期発注や、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したい。

・インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、過去2年度に優良工事を施工した者、過去3年度の全工種の平均成績点が85点以上の者、過去3年度に契約監理課が発注した災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とした制度。平成29年度から試行導入してきたものであり、令和元年度は7件、令和2年度は8件、令和3年度は7件発注し、受注者からも好評を得ている。

令和2年度に入札制度改革を行い、令和3年度より本格実施を行った。第一四半期の発注件数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があると思われる。これにより職員は、分散勤務とかテレワークにより、チェック体制により検算などが必要なことで時間的なところがあつたと思う。

今年度も6月を迎えたが、二役会でも今期の発注状況は順調であると同関係部局より確認したところである。

また、債務負担行為を活用し平準化に取り組んではいるが、今後は明許繰越等も検討していきたい。

しかし、過去の裁判事例でもみられるが、一定の条件を付して業者を排除しているとみなされるおそれもあるため、さらにより良い方法を検討し、令和４年度もインセンティブ型入札による発注の継続を期待したい。 最後に、めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中で、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、その担い手不足が深刻化している。このため労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、休日数を増やすなど働きやすい職場環境づくりを行い、若者にとって魅力ある産業となることが重要であると考えます。本意見書は、本市における入札び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要がある、今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待したい。	今年度の意見書は、昨年度入札制度改正を行ったことで大きなものはないと感じているところではあるが、本日、入札等監視委員会の皆様から頂いた意見を尊重しながら、本市の入札制度の更なる研究をしていきたい。
●今年度の開催予定日について (地下会議室)	
	・定例会議は、7月29日（金）（抽出対象：4月～6月）、10月27日（木）（同：7月から9月）、1月30日（月）（同：10月から12月）、3月27日（月）（同：1月から3月）に開催することを確認。
●次回開催日程及び抽出委員について (地下会議室)	
	・次回開催日については、令和４年7月29日（金）13：20からとする。 ・抽出委員は村田委員とする。